

入れようという姿勢が大事だと思いますので、これからも頑張ってくださいと思います。

**委員長** 先生方、いかがでございますか。

**檜山委員** 今までお話しいただきました使い道、予算の配分、十分理解できました。

ところで、歳入の方の予算なのですが、これ補助金にしてもかなり減額されている。これは内容を見ればわかるんでしょうけれども、その理由とといいますか、その辺をもうちょっと詳しく話をお聞きしたいと思いますけれども。

国庫補助金、委託金、県補助金、半分ぐらいずつみんな減額ということで、これ何とか手だてはないものでしょうか。

**企画管理室長** そうなんです。13年度から14年度にかけまして、総事業費がかなり減っています。その総事業費と申しますのは、おおむね今の補助の出し方といいますのは、ある一定の基本数字がありまして、大体もう3分の1ぐらいの補助なんです。そうしますと、あとの7割分は松戸市で持たなければいけない。一番大きいのは、この学校の修繕等が一番大きく含まれておりまして、その分をふやさざるを得なかったと。持ち出し分がふえてくるために、ふやさざるを得なかったというようなことから生じたものでございます。

**本部長** 県じゃなくて、国の補助金につきましては、どちらかというとハード部門の、例えば耐震ですとか、そういうような形での工事料を市の負担分がしょい切れないということで、事業量が減ってきたというのが一番大きいところだろうというふうには思いますけれども、総体として、県等につきましては、やはり県の財政事情がありまして、減らされているというのが実態でございます。

**檜山委員** この最後の教育債というのはどういう……。

**本部長** これも基本的にはハード物……。例えば耐震だとか、そういうようなときに、国の補助金と市の予算という形でやるわけでございますけれども、なかなか全額単年度でというわけにはいきませんので、市債を起こして長期に借り入れた分で市の赤字を補うというものでございますので。

**檜山委員** なかなか大変ですね。

**教育長** 起債の歳入が減るということは、それだけ、その一面から見れば、健全財政に心がけているということになるんですが、一方ではその事業ができていないということだから、難しいね。

**委員長** よろしゅうございますか。

(「わかりました」の声あり)

委員長 根守先生は、その他よろしゅうございますか。

根守委員 はい。

委員長 それでは、長時間いろいろご審議いただきましたんで。

それでは、平成14年度の教育費予算につきましての採決をさせていただいてよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案8号につきましては、原案どおりでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、議案第8号は原案どおり決定いたしました。どうもありがとうございます。

---

#### ◎議案第9号

委員長 引き続きまして、議案第9号「松戸市少年センター運営協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

こども課長 議案第9号「松戸市少年センター運営協議会委員の委嘱について」。

松戸市少年センター設置条例第3条に基づき、別紙により松戸市少年センター運営協議会委員に委嘱する。平成14年3月4日提出、松戸市教育委員会教育長齋藤功。

提案理由。松戸市少年センター運営協議会委員に欠員が生じたため委嘱がえいたすものでございます。

次のページをお願いいたします。

このたび松戸市少年センター運営協議会委員をお願いする方々は、まず児童福祉関係の二号委員につきましては、松戸市民生児童委員の任期満了に伴う委嘱がえにより、島野育夫氏が民生児童委員協議会の副会長に就任されました。その方を二号委員をお願いするものであります。

次に、警察関係の三号委員につきましては、県警の人事異動により、松戸警察署長に加藤勝巳氏が、松戸東警察署長には高木秀男氏がそれぞれ就任されましたので、その両氏に三号委員をお願いすることあります。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

お聞きのとおりでございます。

資料の少年センター運営協議会委員名簿というのがありますので、それをごらんいただきますと、その3名ですね。二号委員の島野さん、それから三号委員の加藤さん、高木さんのお2人が就任ということで。

これは抛職上の委員のようでございまして、民生児童委員協議会、要するにここの役員が変わったというわけですね。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは、第9号につきましては、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**委員長** それでは、これを決定させていただきます。

---

#### ◎議案第10号

**委員長** それでは、議案第10号「松戸市戸定歴史館条例施行規則及び松戸市立博物館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」。

では、これのご説明ください。

**博物館次長** 議案第10号、松戸市戸定歴史館条例施行規則及び松戸市立博物館管理運営規則の一部を改正する規則の制定につきましてご説明いたします。

平成14年4月から完全学校週5日制が始まり、新教育課程が実施されますので、現在、第2、第4土曜日の学校休業日に合わせまして、戸定歴史館、博物館の小・中学生の入館料または観覧料が免除されておりますが、今回の完全学校5日制の実施に合わせまして、小・中学生の毎週土曜日の入館料または観覧料を免除し、学校外の学習の場といたしまして、戸定歴史館、博物館が活用できますよう、総合学習活動の支援を図るため規則の改正をするものでございます。

施行日につきましては、完全学校週5日制に合わせまして、平成14年4月1日を予定しております。

以上でございます。

**委員長** ありがとうございます。

お聞きのとおりでございます。

今までは第2、第4土曜日、これを子供に無料開放していたのを、要するに土曜日全部と

いうことでございますけれども、よろしゅうございますね。

(「はい」の声あり)

**委員長** その資料をごらんいただきますと、現行と改正案がありまして、その第5条の第2項でしょうか、その(2)、そこの現行が第2、第4と。これが土曜日ということ。

それじゃ、これのご承認につきまして採決します。ご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは、ご承認いただきましたので決定いたします。

---

#### ◎議案第11号

**委員長** それでは議案第11号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

**保健体育課長** 議案第11号「松戸市教育功労者の表彰について」でございます。

学校歯科医として多年にわたり学校保健の管理と指導に尽力された齋藤弘学校歯科医が、平成14年2月17日に死亡されました。

よって、齋藤弘学校歯科医の多大な功績と労苦に感謝の意を表するため、松戸市教育委員会表彰規則第2条及び第4条の規定に基づき、感謝状並びに記念品を贈呈するものとする。平成14年3月4日提出、松戸市教育委員会教育長齋藤功。

提案理由といたしまして、学校歯科医としての多大な功績と労苦に感謝の意を表するため。多大なご功績につきましては、次のページにございます。

齋藤先生は、昭和57年、根木内東小学校に学校歯科医として就任されまして、20年の永きにわたり学校保健の管理と指導にご尽力され、その功績はまことに多大であると。

以上でございます。

**委員長** わかりました。ありがとうございます。

2月17日ですと、ついせんだってですね。

20年間、根木内東小学校ですね。その学校医としてご尽力いただいたと。本当にご冥福と感謝を申し上げたいと思いますが、ご承認よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは、議案第11号は決定させていただきます。

---

◎議案第12号

**委員長** それでは、議案第12号「松戸市教育功労者の表彰について」、これを議題といたします。ご説明ください。

**学務課長** この3月に、市内の校長先生4名がご退職になり、また教頭先生3名がご退職、定年退職を迎えるわけですが、それぞれの校長先生、教頭先生、一番短い方で、松戸に22年と7カ月奉職されておりまして、長い方で37年。学校現場だけではなくて、教育委員会の事務局等でもご活躍されていた方々でございます。松戸の教育功労者の表彰の規定に該当するというふうに考えますので、表彰していただきたく、ご提案させていただくものでございます。よろしく申し上げます。

**委員長** お聞きのとおりでございます。全く異論のないところでございます。

本当にごらんとおり、その一覧表を拝見いたしますと、一番長い方が山本さんですか、37年間、それから教頭の一色さんが22年、大変長い間松戸市に貢献していただきまして、本当に感謝申し上げたいと思います。

ここももう別にお諮りするのはいかがでしょうかと思いますけれども、一応採決させていただきます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**委員長** それじゃ、ご了解されました。

議案の第12号を原案どおり決定させていただきました。

---

◎議案第13号

**委員長** それでは、引き続いて、議案第13号「松戸市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

どうぞご説明ください。

**学務課長** 松戸市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定でございますが、教育公務員特例法という法律がございます。特に公立学校の教員の研修関係について規定されている内容でございます。その教育公務員特例法がこの平成13年4月1日から、現場の教員の籍で大学院等に行き勉強することができるように改正されております。

この内容につきましては、今までも学校現場におりまして大学院に行っている者がいるんですが、これは給料が出ておりまして、千葉県の教育委員会が指定して大学院に行っていた

だく。これは枠がございました。そうではなくて、給料は出ないんですが、自発的に大学院に行って勉強したいという方、3年を上限として認められるという、こういう制度で、新しい制度でございます。

これにつきましては、本人から申し出て、任命権者の、松戸の場合ですと、千葉県の教育委員会の許可をいただかなくてはならないものでございます。給料は出ないんですが、身分は教員のままで、3年間を上限として行って学習してくる。そして、専修免許を取るということになっております。

そういう専修免許を取\_\_\_\_専修免許でも種類がございますので、どういう専修免許状を取るか、また期間はどの程度にするかということをお県の教育委員会の方に許可を申請しなくてはならない。そういった規定を服務規程の中に盛り込まなければなりませんので、1年間、そういうことを希望する方はおりませんでしたので、4月1日を基準にこの規定を盛り込みたいなど、そういうふうを考えております。

その後ずっと説明が書いてございます。許可申請書それから学校長の副申等の様式も整備しまして、服務規程を改正をしたいというふうを考えております。

ご審議いただければと思います。

**委員長** お聞きのとおりでございます。

何かご質問ございますか。

教員の研修を充実させようという、そういう趣旨でしたね。

**学務課長** はい。

**委員長** これ、いつ法律変わったんですか。

**学務課長** 昨年4月1日に国の法律が変わっております。

**委員長** 実際にはあれですか、実績みたいなものはありますか、松戸では。

**学務課長** まだ実際は出ておりません。

ただ、中には夜間の大学院にもう通われている。ふだんの勤務には影響ないという形でいらっしゃる方は何名かございます。

**飯沼委員** そういう方はどうするんですか。夜間に行く場合は、今までの場合は給料は出ていた、当然。今回これからの場合、夜間に行きたいという場合はどうなんですか。

**学務課長** それにつきましては、特に影響はございません。そのまま昼間は勤務できますので。

今回の場合は勤務を休業の状態にさせていただきたいという申請になります。

**委員長** ただ、必ずそういう方がいらっしやると穴があくので、それを埋めなければいけませ

んよね。そうすると、なかなか大変でしょう、そういうのは。それは県の方で補充してくれるんですか。

**学務課長** 期間が1年間あるいは2年間というふうになってきますので、その間は県の方で、正規の教員を入れるか、あるいは臨時の講師の方を入れるかということで、子供の指導については穴はあかないように、県の方でも進めております。

**委員長** 子供さんの指導の穴はさることながら、なかなか行きにくいようじゃ、こういう趣旨は生きてきませんよね。先生が行きにくいとか、出にくいとすれば。今度奨励する以上は、希望すれば相当数出られるようにしておかないと。これは県の方の配慮にもよるんでしょうけれども。

それと、私も前もってちょっと読んだんですけども、これはどういうものなんですか、具体的には。「大学院就学休業許可申請書に取得しようとする専修免許状の前提となる免許状」と、これは何ですか。

**学務課長** 専修免許状は上位免許というんでしょうか、1種、2種という免許がございまして、大体四年制の大学を出てきた方については、例えば中学校の国語の1種免許状というものをいただいております。それをさらに国語の専修免許状というのは、大学院に行って国語に関して研究していただけるということですから、その前提となるというのは、やはり1種免許状を持っているということを明らかにして、そうして次の専修免許状を、こういうのを取得したいんだということを明らかにする。

**委員長** その2種からいきなり専修も取れるんですか。

**学務課長** いえ、1種を取ってから専修を取らなければいけない。

**本部長** 恐らく大学が、短大からいきなりマスターには入れないと思いますので、四年制大学の卒業資格を取るなりするか、または1種免許を取るとかという形にならないと、いきなりは無理だと思います。

**委員長** もう一つは、「大学院等で専修免許状を取得するために必要な単位が取得可能であることが確認できる書類」というのは何なんでしょうか。それだけしっかり覚悟を決めたかという誓約書みたいなものですか。

**学務課長** まず、学校長が確認して副申書は出してきます。大学を受けようとするときに、その教育課程、大学院の課程を取り寄せて今までしておりますので、その中にこういう単位をとれば、このねらいとしている、あなたは例えば国語の教員で、国語の専修免許で、こういうコースをとれば専修免許を取ってこれるということを、校長がやはり確認しますので、

添付する形で申請するようになります。

**委員長** せっかくこういう制度がある以上、そういう意欲を持った人が出やすいような雰囲気をつくってあげないと、なかなか出にくいでしょうね。

余計なことを申し上げておりますけれども。

**檜山委員** これはあれですか、本人が直接県の委員会に申請書を出せばいいんですね。

**学務課長** 松戸市の服務規程になっておりますので、学校長と松戸市教育委員会に出していただきまして、それから出していくような手続の流れです。

**委員長** どうぞ出やすい雰囲気をつくっていただきたい。

よろしゅうございますか、大体。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは、議案第13号、今の服務規程の一部を改正する訓令の制定ですが、採択させていただいてよろしゅうございますか。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**委員長** それでは、これを決定させていただきます。

---

#### ◎議案第14号

**委員長** それでは、第14号「松戸市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定」についてを議題といたします。ご説明ください。

**学務課長** 松戸市の小学校及び中学校の管理規則の一部の改正でございますが、今の管理規則は、松戸市教育委員会と学校の間を方向づける大事な規則でございますが、今までは千葉県の準則というものがございまして、かなりそれを遵守して、沿った形で、県が変わったら、同じように変えてきたところがございます。

ただ、地方分権の流れの中にありまして、それから準則というものが廃止されまして、モデル案という形で、かなりその市町村の実態に合うような形にできるようになってまいりました。

それプラス、今まで余り……、必要に迫られて一部ずつ改正してきたところがあったんですが、もうかなり古いものになっておりまして、実態に合わないところをずっと見直しましたら、出てまいりました。また、行政監査の方で具体的に指摘された部分がございます。

そういった流れがありまして、ここのところで昔のものからずっと古いままになっているようなところ、文言もございますので、見直して整備を図りたいなど、そういう形でご審議いただく背景でございます。

内容ですが、お手元に新旧の対照表がございますので、そこでちょっと簡単に説明させていただきたいなど、そういうふうに思います。

まず、第7条の2でございますが、校務分掌について、「組織及び職員の分掌事項を定めなければならない」というふうになっていたんですが、これを少し簡略化しまして、校長は「所属職員に校務を分掌させる組織を定めなければならない」。今までですと、かなり細かくいろいろしなければならないんじゃないかというイメージがあるんですが、今、学校の中では、かなり細か\_\_\_\_よくこの先生はストーブの係、この先生は何々と、ずっといろいろ放送の係とか決めているところがあるんですが、組織が硬直化しているところがございます。実際、学校には、もうプロジェクト方式で、どんどん新しく変革させていこうと、組織を活性化させようという動きが出てきておりますので、そういった意味で、「組織を定めなければならない」。どういう組織にしていくかというようなところは、やはり校長の権限で活性化させて、教育効果を上げてという方向でいいんじゃないかな、そういうふうに考えたものですから、そのように変えさせていただきたいというふうに考えております。

それから、第8条の4の2ですが、主任ということが出てくるんですが、「当該学校の職員の中から校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない」という。これは、必要があれば主任を置くことができるということで、もう報告しなければならない主任というのは、その前にはっきり書かれております。学校では、教務主任、学年主任、生徒指導主事それから研究主任、保健主事それから進路指導主事と、こういったものにつきましては、報告しなければならないということがはっきり明記されております。そのほかに必要があれば、校長としては主任を命じることができるという。そして、命じたときには報告しなさい。これは千葉県全体の抱えていた問題ですから、具体的に指しているのは、分校主任を指していたというふうに推測できます。

学校の中には、国語主任とかいろいろな、3人担当する人がいましたら、それについて校長が決めているところがあるんですが、そこまでは教育委員会に報告いただかなくても、きちんと法で定められている教務主任、学年主任、生徒指導主事それから研究主任、保健主事、進路指導主事ですね、ここまで報告いただければ十分であろうと、そういうふうに考えております。

それから、第13条の関係ですが、これも非常に実際、現状に合わない古い言葉になっているかなというふうに思いました。特別活動を実施しているときに教育委員会が規定を設けておりますが、これは後でまた出てきますが、それに該当するものとしては、新しく修学旅行及び校外学習もその基準でやっておりますので、指導しておりますので、校外学習を新しく入れさせていただきます。

それから、(3)でございますが、「当該学校以外の施設を利用する実習及び見学」というふうになっているんですが、昔はこういうものだったかなと思うんですが、今は実際は、施設に行って、ただ見学だけではありませんで、いろいろなことをしてくると思いますので、これはまとめて「教育活動」という言葉で。今、職場体験とか、いろいろなことをされております。ですから、「教育活動」という形で文言を改めました。

それから、運動、芸能に関する「対外競技」というふうになっていますが、芸能関係は対外競技だけではありませんので、「対外行事」という形の方がふさわしいかなと、そういうふうに考えます。

それから、(5)でございますが、「水泳、林間学校」ということになっていますが、松戸市の方で、今、水泳は、実際はもうやっていることは過去何年間かございません。また、これからも多分ないんじゃないかなということが推測されますし、あと「林間学校」という言葉は使っておりません。「林間学園」という形で、松戸も白樺というようなことも考えておりますので、そういう文言に変えさせていただきました。

また、第14条でございますが、これは監査の方からも指摘されたところがあるんですが、卒業式等、重要な行事を行うときには、学校から教育委員会に届け出ないではないかという、そういう指摘をいただきました。

現実には、松戸市の小学校、中学校については、いつ行うかということは、教育委員会がいつこの日に行うという形でやっておりますので、これは松戸市にはこの規定は必要ないかなと思います。市によっては、校長先生が独自で決めている市がありますので、こういう規定になっていたのかなと、そういうふうに思いますが、松戸市については、これは必要ないというふうに考えますので、削除させていただきます。

それから、18条でございますが、「学校は、映写用フィルム、幻灯用スライド、録音テープ」云々というのがあって、これ各学校に準備できないので、ある学校からお互い借りてやって、活用してほしいという、随分これ昔の規定がそのまま見直されずに生きておりましたので、そういう品物を限定することなく、備品等をお互い学校が貸し合うということはよろし

いんですが、そのときにはきちんと書類を整備していただきたいと、そういう形にさせていただきました。

それから、21条の2でございますが、「学校教育法施行規則第24条の2第1項」という言葉が入っているんですが、この第1項というのが、いつの時点だか、これずっと過去をさかのぼっていても、なかなかわからないんですが、1項というのがいつの間にか消えて……、ありませんで、恥ずかしい話で申しわけないんですが、この「第1項」を削らせていただきました。

それから、その次、32条の第3項なんですが、校長は毎年の施設等の現状を「10月末日までに教育委員会に報告しなければならない」と。これが、施設の方では、向こうの市の施設の担当の方と全部学校を回っております。それで、報告が上がっているんですが、それが必ずしもこのところまでというのが現状に合いませんので、毎年やっておりますので、その報告を上げるという形で少し広げております。

それから、4項、5項を新しく追加させていただきます。監査の方からも、やはり備品等の扱いについて、少し考えなければならないのではないか。ただ、余り細かく規定しても、子供の机が1つ壊れたことまで報告の必要もないかなと思いますので、それでポイントについて、4項、5項と新しく設けさせていただいております。

それから、第36条も、今ちょっと話してしまいましたけれども、備品等の紛失あるいは壊れたものについては、軽易なものについてを除いて、速やかに報告していただきたいということを入れていきたいなと思います。

第37条は、これ「分校にあつては分校主任」という言葉が入っておりますが、松戸市ではまず考えられないかなという状態ですので、削除させていただきました。

それから、第38条の3項でございますが、「学校の重要な文書、記録、備品等については、非常持出品目録を作成し、標識を付けるものとする」という。これは火事になったときに、これはすぐ持ち出すものだというをつけて、ちゃんと置いておきなさいということでございますが、これは昔はそれでよかったというか、そうせざるを得なかったかなと思います。やはり火事になって、木造校舎で、すぐ持って逃げ出さなければならないということで、持ち出すということで考えられた。現在は、もう松戸の学校は全部鉄筋校舎になっておりますし、それから耐火金庫が入っております。ですから、一番確実に安全なのは、耐火金庫の中に保管しておくということが一番安全かなと。正式には「耐火書庫」ですか、書庫という名称です。

阪神大震災なんかでは、かえって職員室にあったいろいろな書類をグラウンドに危ないから出して出したときの方が、書類が散乱しているという。散逸したりとか、寒くなって住民に燃やされたとか、そういったこともちょっと聞いておりますので、やはり耐火書庫に保管するのが一番確実だろうと。もう時代がそういうふうになって、各学校に耐火書庫が入っておりますので、これで十分かなと、そういうふうを考えております。

それから、第41条の2項でございますが、今回、今までは大学院就学休業というのがございませんでしたので、それを追加させていただきたい。先ほどご提案したところでございます。

それから、第54条でございますが、どういうわけだか、よくちょっと理由がわからないんですが、いろいろな事故報告をいただいていく中で、交通事故に遭った場合の報告用紙だけが規定では違っております。非常に学校が混乱しておりましたので、どんな事故報告でも同じ形式で十分間に合うなというふうを考えられますので、この交通事故にあってはという特別な理由、ものは削除して、同じ事故報告の形式は一本でいきたいなと、こういうふうを考えるものでございます。

以上でございます。

**委員長** ありがとうございます。

これはもうそういうことで、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** やはりこういうのは時々見直さないと、整合性からこっけいなことになるんですね。

それでは、14号を採決させていただきます。

議案第14号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**委員長** では、ご異議がないものと認め、議案第14号は原案どおり決定させていただきます。

---

#### ◎議案第15号

**委員長** それでは、議案第15号ですが、「教育課程編成の基準に関する規程の一部を改正する訓令の制定」について。これについてお願いします。

**学務課長** じゃ、続きまして、教育課程編成の基準に関する規程の改正でございますが、これも先ほどありましたけれども、過去のものを見直したということと、新しい教育課程では総

合学習等が入ってきておりますので、そういった関係、その2点の視点から見直させていただきました。

新しいものと今までのものの新旧対照表を載せてありますので、それで簡単に説明させていただきたいなど、そういうふうに思います。

まず、教育課程の届出でございますが、これにつきましては、特別今まではっきりしていないところがありました。それで、第3条に、教育課程を実施したときに校長が報告するところがございまして、それとの整合性を図りまして、第2条につきましては、大きく2項、教育課程編成の方針、指導の重点等について届け出ていただく。それから、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習と、これは新しく入ってきましたので、この予定時間数について届けていただくと。

今までは、そのところは、第2条では、児童会活動と学校行事、小学校、中学校、それぞれ何時間程度というふうに書かれているんですが、今度の新しい教育課程の組み方を見ましたら、この時数というのは必要なくなるかなど。そういうふうに考えていますので、こちらをカットして、教育課程の届けのポイントを明らかにさせていただきました。

第3条では、校長が教育課程を1年間終わったときの報告につきまして求めているものですが、総合的な学習が入っておりますので、それを新しく入れさせていただきました。

第4条からにつきましては、これも言葉がちょっと古いかなというふうなところがありましたので、文言を変えさせていただきます。

4条の2の(1)でございますが、「修学旅行・遠足は」というふうになっておりますが、今は遠足という言葉はほとんど届等で使っておりませんので、「校外学習」という言葉に変えさせていただきます。

また、(3)では、特に修学旅行等、宿泊を要する場合の行事でございますが、「学校医等を参加させること」というふうになっておりました。これは、今から20年、30年ぐらい前にですと、養護教諭が各学校に配置されておりましたので、そういう医療のことが少しでもわかる方というのは、やはり校医さんしかおられなかったのかなど。その時代のものがそのまま残っているかなど。現状、やはり校医さんが修学旅行等についていくということはありませんので。その前に、健康診断等はしていただく。実際、ついていっているのが養護教諭でございますので。今は全校に養護教諭が配置されておりますので、このところは「校医等」というふうになっているところを、「養護教諭」に変更させていただきたい。

それから、また「8学級以上の中学校で修学旅行を実施するときは、引率職員を1名」

云々というようなことが書いてありますが、これは県の方の準則を受けて、どうもそのままになっておりまして、今まで余り勝手に、何というんでしょうか、引率教諭につきましても、費用等について問題があるというようなことがあります、今はもう現状は、子供たちの状況を見まして、先生方をふやしたりしておりますので、これは校長判断で十分できることだと思いましたので。また、実際やっておりますので、これについては削除させていただきたいなど。

あと、次のページの方は、先ほどの文言をほとんど変えていったところかなというふうに思います。先ほども説明しました「対外競技」というようなところを「対外行事」というように変えているところがございます。それから、水泳等はなくて、「林間学園」ということで具体的に考えているところがございます。

あとはちょっと戻りますが、3の方は、原則として小学校高学年及び中学校の1年及び2年というふうにさせていただきます。今大体そこでやっているんですが、これがこの学年ではならないということもないだろうなど、そういうふうに考えております。

以上でございます。

**委員長** 説明ありがとうございました。

何か先生方、ご質問等ございませんか。

(「ありません」の声あり)

**委員長** この前の14号の議案と、これをあわせてちょっと思うんですが、つまり学校の校長先生の自主性というんでしょうか、何でもかんでも、もう教育委員会に届けるとか、縛りをかけるとかという、そういうのを少しづつ外していこうという趣旨があるわけですね、基本的に。

その流れは結構だと思います。やはり何でも教育委員会の意向をという。それは大事なことではあるけれども、監査委員からちょっとこういう点は少しルーズだという指摘もありましたから、そこら辺の締めるところはきちっと締める、それからあと自由度はできる限り広めていったらよろしいのかと思いますけれども。

なかなか規則の改正って、これ難しいんですよ。いろいろな場合を想定すると、なかなかこういう変えるのは難しいですね。

一番最後に、「原則として」とお入れになったけれども、これはどういう感じなんでしょうか。前はないわけでしょう。前は、つまりその学年を指定しちゃったという。

**学務課長** 実際、千葉県なんかも、いろいろな施設を使っていたきたいということ、それか

ら子供の体験学習を大事にしたいということで、セカンドスクールといったものを計画しているところがあります。

それを受けまして、やはり学校としても、それはやはりいいことであるということで、実際宿泊をして……。例えば5年生、6年生じゃなくて、ほかの学年でやるようになっている学校が出てきております、実際問題として。昨年は中部小学校、それから古ヶ崎南小学校が参加しておりますので。この規定でいきますと、高学年というと、5年生と6年生しかできないだろうということになりますので。原則というふうに。少し学校がやはりやれるようにしたい、そういうふうに思っておりますけれども。

**委員長** そうか、5年、6年ということになっちゃうのね、高学年では。

何かご質問ございますか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** それじゃ、15号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**委員長** それじゃ、ご異議がないものと認めまして、議案第15号、原案どおり決定させていただきました。

いろいろきょうは、予算が大きな課題でございましたけれども、そのほかいくつか細かいのがありまして、かなり多岐にわたっておりました。

ありがとうございます。おかげさまで、議案を終了いたします。

---

#### ◎報告等

**委員長** それでは、報告の方に移りましょうか。

「松戸市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」。

**社会教育課長** 9月のときに一部改正を行っております。そのときに申し上げましたが、文化会館条例施行規則は教育委員会規則になっておりませんので、こういう形で報告の形をとらせていただきますので、ご了解いただきたいと思います。

変更でございますけれども、文化会館のその他の施設、いわゆる会議室ですとか劇場関係ではない施設ですが、その施設の予約受け付け開始日の変更並びに抽せん方法の変更となるものでございます。

2枚めくって、新旧対照表をご覧ください。

いろいろ細かな部分が書いてありますが、主として文言整理をしております、内容的には、改正前の左側ですが、第4条の(4)それからその隣の(4)を比較していただきたいと思いません。

まず、その他の施設は、改正前ですと、「使用期日の3か月前の日の属する月の初日」ということになっておりますか、これを右側でいきますと、(4)のア、イ、ウ、エのエです。そのところで、「使用期日の4か月前の日の属する月の初日」ということで、1カ月早く受け付けを開始したいという考えであります。

次のページになりますが、1カ月前に受け付けを開始するのですが、月応答日といいまして、半年後のものを月の初日に全部予約をできてしまっていたのですが、それですと、細かな施設にもかかわらず、途中で使うときに非常に使いづらいということがございまして、申し込みの期間を月の初日から19日まで、受け付けに入っている入っていないにかかわらず、どんどん申し込ませてしまうと。そして、それを20日に抽せんをいたしまして、その結果に基づきまして、残る10日間で使用を決定していきたいというふうに考えております。

そうしますと、そこで今度従来どおりの3カ月前になってきますので、あいているところについては、来た人が順にとっていくと。そういう形で、利用の利便性を高めることを図ったという改正でございます。

それで、文言の方でございますけれども、前に戻りますが、4条の3でございます。左の方ですと、「第1項の申請」云々の「受理するものとする」。同じなんですけれども、その右側でいきますと、2段目のところで、括弧しまして、「その日が休館日に当たる」云々があります。それは、実は改正前の項目の中で、いっぱいあちこちに出てきたものを、項立ての頭のところに全部寄せたという文言の整理でございます。

それから、次の大ホールのところは、前にうたったので、その要件は必要なくなったので切ったと。

それから、(4)でございますけれども、ここはずらざらと「大ホールと併せて使用する場合には」、そのほかにいっぱい書いてあったものを、項立てをしまして整理をさせていただいたと、そういった改正でございます。

よろしく願いいたします。

**委員長** お聞きのとおりでございます。

何かご質問ございますか。これ使っていただく市民の方にとっては、この方が多少便利というか。

**社会教育課長** 従来、月応答日ですから、1カ月間全部初日に来ないと。例えば6カ月後ですから、11月に使いたいというと、5月1日に申し込みに行かないととれなかった。それが、19日間の間に来てやればよろしいと。ただし、抽せんになりますので、施設の目的として、継続的な利用よりも、できるだけいろいろな人に使っていただきたいという趣旨だと、こういう形になってまいります。

あと電話ですとかインターネットですとか、そういうことで受け付けていくことが可能になってまいりますので、いずれにせよ、そこを考えたらということでございます。

**委員長** いろいろ使う市民の方の立場に立って、利便性をよくしてあげていただきたいと思えます。

いかがですか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** 室長の方で何かほかに。

**企画管理室長** ございません。

**委員長** それじゃ、次回のことを決めたいと思います。

**企画管理室長** 次回は、一応4月11日が第2週目になっておりますので、それでいかがかと思えますが、どうでしょうか。4月11日。

**委員長** この日は、実は3時でしたっけ、小・中学校の校長会議があるんですね。

**企画管理室長** そうです、場所は中部小学校です。

**委員長** そうすると、移動のことがあるので、少なくとも2時半ぐらいには終わらないといけません。そうすると、1時ぐらいから始めていただいてよろしいかと。

**企画管理室長** そうですね、そうしていただいた方がよろしいかと思えます。

**委員長** それでは次回は、4月11日、木曜日、午後1時からということにさせていただきます。それから、あとご都合おつきになりますれば、3時から中部小学校で校長会議がございませぬ。

---

#### ◎閉 会

**委員長** それでは、きょうは予算等ございまして、長時間ご審議いただきありがとうございました。

以上をもちまして、平成14年の3月定例教育委員会会議を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 3時59分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員